

警察庁丁運発第136号

令和元年10月23日

全日本指定自動車教習所協会連合会

会 長 片 桐 裕 殿

警察庁交通局運転免許課長

準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について（依頼）

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日付閣議決定）において、「消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。（関係府省：総務省）」とされたことを受け、今般、警察庁及び総務省消防庁において上記趣旨を踏まえた資料を別紙のとおり作成しました。

貴団体におかれましては、上記閣議決定の趣旨を踏まえ、全国の指定自動車教習所において、別紙資料の掲示及び来訪者への配布、指定自動車教習所のウェブサイトへの同資料の掲載、近隣の高等学校への同資料の送付等により、消防団員や高校生を含む、これから普通免許を取得しようと考えている方に対する周知の徹底に御協力をお願いいたします。